

事業者 カードローン

中小企業の皆さんへ

当座貸越根保証

中小企業の経営に必要な小口資金を当座貸越の保証により、一定の貸越限度額と取扱期間を設定し、カード・通帳などを用いて反復継続的かつ安定的に資金を供給し、もって中小企業者の事業振興に資することを目的として創設された制度です。

ナリット
1

資金調達力がアップ

あらかじめ貸越限度額と取扱期間を設定しておりますので、ご都合に合わせてご利用が可能です。

ナリット
2

保証料が割安

財務諸表で保証料が決定しますが、枠保証ですので算定保証料の約70%程度です。

ナリット
3

原則保証人・担保不要

事業規模に応じ2,000万円まで無担保での保証が可能であり、法人代表者以外の保証人も不要です。



SAGA GUARANTEE

佐賀県信用保証協会

〒840-8689

佐賀市白山二丁目1番12号(佐賀商工ビル2・3F)

TEL:0952-24-4341・FAX:0952-24-5698

《保証1課》TEL:0952-24-4342

《保証2課》TEL:0952-24-4343

•お問い合わせ先

事業者カードローン当座貸越根保証制度概要

	法 人	個 人
保 証 限 度 額	2,000万円以内(申込金額は100万円以上)	
対 象 資 金	事業資金	
対 象 金 融 機 関	約定書締結金融機関	
保 証 期 間	1年もしくは2年(5年以内においては更新は可能)	
貸 付 形 式	当座貸越貸付	
返 済 方 法	約定返済または隨時返済	
信 用 保 証 料	0.39%～1.62%(※割引適用あり)	
担 保 ・ 保 証 人	原則無担保、法人代表以外の保証人については不要	
貸 付 利 率	金融機関所定の利率	
資 格 要 件 (1から3すべてに該当)	1.同一事業の業歴が3年以上であり、2期以上の決算を行っている。 2.申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある。 3.保証申込直前の決算におけるCRDのスコアリングが54点(無担保)、45点(有担保)以上である。	1.同一事業の業歴が3年以上であり、2期以上の確定申告を行っている。(B/Sがない場合も可) 2.申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある。 3.①か②のいずれかに該当。 ①保証申込直前の決算におけるCDRのスコアリングが51点(無担保)、40点(有担保)以上である。 ②確定申告が青色で、直近の決算書において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産を所有している。

※・「会計参与設置会社」は、0.1%を差引きます。
 ・担保提供がある事業者については、0.1%を差引きます。